

平成26年第10回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催年月日	平成26年10月1日(水)
2 開催場所	豊山町役場 会議室3
3 出席委員	委員長 秋田 勇人 委員長職務代理者 小出 正文 委員 萩 利香 委員 後藤 明美 教育長 西川 徹
4 欠席委員	なし
5 説明のため に出席した 職員	教育部長兼生涯学習課長 堀場 昇 学校教育課長 飯塚 泰行
6 書記	学校教育係長 青井 宏司
7 傍聴者	なし
8 議事日程	日程第1 開会の宣告 日程第2 仮議席の指定 日程第3 教育委員会委員長の選出 日程第4 議席の指定 日程第5 教育委員会委員長職務代理者の選出 日程第6 前回会議録の承認 日程第7 付議案件 議案第21号 豊山町教育委員会教育長の任命について 議案第22号 豊山町学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第23号 豊山町学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 報告第1号 平成26年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について 報告第2号 平成26年度豊山スカイプール入場者結果について

	報告第 3号 豊山町放課後子どもプラン運営委員の委嘱について
	報告第 4号 平成26年度豊山町文化振興事業の実施について
	日程第8 その他
	日程第9 閉会の宣告

<p>教育部長兼生涯学習課長</p> <p>西川委員</p> <p>教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、平成26年第10回豊山町教育委員会定例会を始めさせていただきます。</p> <p>この定例会は、秋田委員長の委員長としての任期が9月30日までとなっておりますことから、新たに委員長の選出がされるまで事務局で議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、西川徹委員が再任されましたので、ここで、ごあいさつをお受けしたいと思います。</p> <p>昨日、鈴木町長より再任を受けました。皆様方とともに、豊山町の教育発展に尽くしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>日程第1 開会の宣告（午前10時02分）</p> <p>ただいまから、平成26年第10回豊山町教育委員会定例会を開会します。</p>
<p>教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>日程第2 仮議席の指定</p> <p>それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>会議次第2 仮議席の指定に入ります。</p> <p>仮議席の指定は、ただ今ご着席の議席を仮議席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>日程第3 教育委員会委員長の選出</p> <p>続きまして、会議次第3 教育委員会委員長の選出に入ります。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期は1年とされております。ただし、再任されることがあります。このため委員長について9月30日をもって任期満了となったため、新たに委員長の選出をお願いするものです。</p> <p>それでは、委員長の選出にあたり、その選出方法については豊山町教育委員会の会議に関する規則第2条の規定により、選挙又は指名推薦となっております。</p> <p>これまでの慣例では、指名推薦による方法で選出されてきました。今回も同様に指名推薦で選出したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名推薦で決定してまいります。</p> <p>なお、指名された者のうち、委員全員からの異議がなかった者を委員長として定めることとしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、委員長の指名推薦についてのご意見をいただきたいと思っております。</p>

委員 教育部長兼生涯学習課長	秋田委員に、お願いしたいと思います。
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>ただ今、秋田委員を委員長とのご推薦がございましたが、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>全員ご異議なしでございますので、秋田委員が委員長に選出されました。それでは、ここで教育委員会委員長に選出されました秋田委員から、ごあいさつをいただきます。よろしくお願いいいたします。</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>ただいま、ご指名をいただきました、秋田でございます。教育委員会改革が叫ばれる厳しい時期ではございますが、ご指名をいただきましたので、甚だ微力ではございますが、精一杯、委員長の職を全うしてまいりたいと思います。皆様方、ご指導のほどよろしくお願い致します。</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員長が決まりましたので、席を通常の席に直させていただきますので、暫時、休憩といたします。よろしくお願い致します。</p> <p>（休憩）午前10時6分～午前10時7分</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>日程第4 議席の指定</p> <p>引き続き、会議を再開します。</p> <p>それでは、会議次第4 議席の指定を行います。議席はただ今の着席のとおりと指定いたします。</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>日程第5 教育委員会委員長職務代理者の選出</p> <p>次に、会議次第5 教育委員会委員長職務代理者の選出に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定では、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が職務を行うと定められています。</p> <p>豊山町教育委員会の会議に関する規則第3条により、委員長職務代理者の指定についても、委員長選出の規定に準用することが定められています。</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員長職務代理者の選出方法につきましても、指名推薦による方法で決定してよろしいでしょうか。</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、指名推薦の方法で委員長職務代理者を決定したいと思います。なお、指名された者のうち、委員全員から異議がなかった者を委員長職務代理者として定めることとしますが、よろしいでしょうか。</p>
委員 教育部長兼生涯学習課長	<p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、委員長職務代理者の指名推薦についてのご意見をいただきたいと思います。</p> <p>小出委員に、お願いしたいと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>ただ今、指名推薦されました小出委員を委員長職務代理者とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 委員全員のご異議なしと認めます。よって、小出委員が委員長職務代理者に決定いたしました。</p>
<p>委員長職務代理者</p>	<p>それでは、新たに委員長職務代理者に選出されました小出委員から、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 ご指名いただきました、小出です。委員長職務代理者ということで微力ではありますが、務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>日程第6 前回会議録の承認 続きまして、会議次第6 前回会議録の承認でございますが、お手元に配布されております平成26年9月5日に開催いたしました平成26年第9回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 平成26年第9回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。</p>
<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長 委員長 教育長</p>	<p>日程第7 付議案件 それでは、次に会議次第7 付議案件に入ります。 「議案第21号 豊山町教育委員会教育長の任命について」事務局から説明を求めます。 —説明— 議案第21号 議案第21号について、ご質問等お受けします。 (発言なし) ないようですので、議案第21号について原案どおり可決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 議案第21号は原案どおり可決させていただきます。 西川委員に申し上げます。西川委員を10月1日以降も引き続き、教育長に任命することに決しましたので、よろしくお願いいたします。 ここで西川教育長に辞令を交付いたします。 <委員長から教育長に辞令交付> それでは、ご就任早々で恐縮ではありますが、西川教育長からごあいさつをいただきます。 教育長に任命いただき、ありがとうございます。身が引き締まる思いであります。教育委員会は新しい教育の推進と多くの課題を抱えております。豊山町教育委員会としても、その対応に喫緊なものと考えて</p>

<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>おります。来年4月より新教育委員会制度が始まりますが、その制度にのって、活発な教育委員会になればと思っております。誠心誠意、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。</p>
<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、「議案第22号 豊山町学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」事務局から説明を求めます。</p>
<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>—説明— 議案第22号 議案第22号について、ご質問等お受けします。 今までの使用状況から試算すると年間どれくらいの使用料を見込んでいるのでしょうか。 あくまで見込みでございますが、3供用施設で年間約140万円の使用料を見込んでいます。また、指定管理者が現金を徴収することになりますので、供用施設の事務は一人で行うことが多く、空調の管理、トイレや休憩等で窓口を離れることがあり、レジや金庫が必要になると思います。そういったことを省くために、券売機を設置してまいりたいと思っております。そのようなことを踏まえて、部屋によりませんが、分かりやすい使用料として1時間当たり100円と200円の金額にさせていただいております。</p>
<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>使用料の有償化というのは近隣市町でも同じような状況でしょうか。 豊山町の各学習等供用施設の施設は、旧防衛庁から補助を受けていました。現在では東部学習等供用施設を国土交通省の補助を受け建て替え、大阪航空局の補助管轄となっています。近隣では、春日井市、小牧市などに同様の施設がありますが、同じような金額で使用料を徴収しています。大阪航空局との調整では、光熱水費の範囲内で使用料を徴収することで、使用料を設定させていただいております。</p>
<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>減免の規定がありますが、自治会などの活動は当てはまるのでしょうか。 自治会や文化協会などの町に関係する団体が使用する場合は減免ができるということになっております。</p>
<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>その他、ご質問等お受けします。 (発言なし) ないようですので、議案第22号について原案どおり可決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 議案第22号は原案どおり可決させていただきます。</p>
<p>委員長 教育部長兼生涯学習課長</p>	<p>続きまして、「議案第23号 豊山町学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」事務局から説明を求めます。 —説明— 議案第23号 議案第23号について、ご質問等お受けします。 (発言なし)</p>

<p>教育部長兼生涯学習課長 委 員 長</p>	<p>ないようですので、議案第23号について原案どおり可決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 議案第23号は原案どおり可決させていただきます。 続きまして、「報告第1号 平成26年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について」事務局から説明を求めます。 —説明— 報告第1号 報告第1号について、ご質問等お受けします。 (発言なし)</p>
<p>教育部長兼生涯学習課長 委 員 長</p>	<p>ないようですので、「報告第2号 平成26年度豊山スカイプール入場者結果について」事務局から説明を求めます。 —説明— 報告第2号 報告第2号について、ご質問等お受けします。 (発言なし)</p>
<p>教育部長兼生涯学習課長 委 員 長</p>	<p>ないようですので、「報告第3号 豊山町放課後子どもプラン運営委員の委嘱について」事務局から説明を求めます。 —説明— 報告第3号 報告第3号について、ご質問等お受けします。 (発言なし)</p>
<p>教育部長兼生涯学習課長 委 員 長</p>	<p>ないようですので、「報告第4号 平成26年度豊山町文化振興事業の実施について」事務局から説明を求めます。 —説明— 報告第4号 報告第4号について、ご質問等お受けします。 (発言なし)</p>
<p>委 員 長 学校教育係長 委 員 長</p>	<p>ないようですので、以上で付議案件を終わります。</p> <p>日程第8 その他 次に会議次第8 その他に入ります。 事務局から、報告事項はありますか。 —連絡事項— 事務連絡 その他、委員の皆様からご発言はありませんか。 (発言なし)</p>
<p>委 員 長</p>	<p>日程第9 閉会の宣告(午前10時37分) 他にご発言もないようですので、以上で平成26年第10回豊山町教育委員会定例会を閉会します。</p>